

### 1 複数事業場申込みへの料金割引（おまとめ割）

1 社から複数の事業場をまとめてお申込みをすると、正規料金の10%割引でご利用いただけます。

### 2 全国産業安全衛生大会へのご招待

当協会が毎年秋に開催する「全国産業安全衛生大会」では、講演やシンポジウム、企業の事例発表などが3日間にわたって行われ、安全衛生に関する知識・見聞をさらに広めることができます。

平成27年度から、新たにお申込みの事業場には、2名様をその大会への参加券の配布にてご招待します。

### 3 厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」との連携

厚生労働省は、平成27年6月より「安全衛生優良企業公表制度」を開始しています。その制度での評価に当たっては、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の評価項目と重複するものについて、満たすものとして取り扱われます。

本制度は、企業単位です。一方、中小規模事業場労働安全衛生評価事業は、事業場単位ですので、複数事業場をお持ちの企業の方は、対象となる事業場にこの事業を導入し、安全衛生活動のレベルアップを促進させるために、ご利用ください。

#### || お問合せ

中央労働災害防止協会 技術支援部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL.03-3452-6404 FAX.03-5445-1774 E-mail: ms@jisha.or.jp

#### || お申込み先

北海道安全衛生サービスセンター

〒064-0919 北海道札幌市中央区南19条西9丁目2-25

TEL.011-512-2031 FAX.011-512-9612

東北安全衛生サービスセンター

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-3-34

TEL.022-261-2821 FAX.022-261-2826

関東安全衛生サービスセンター

〒108-0023 東京都港区芝浦3-7-12 シグマビル2F

TEL.03-5484-6701 FAX.03-5484-6704

中部安全衛生サービスセンター

〒456-0035 愛知県名古屋市熱田区白鳥1-4-19

TEL.052-682-1731 FAX.052-682-6209

中部安全衛生サービスセンター北陸支所

〒930-0857 富山県富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま9F

TEL.076-441-6420 FAX.076-441-4641

近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター

〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀2-3-8

TEL.06-6448-3450 FAX.06-6448-3477

中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島県広島市西区三篠町3-25-30

TEL.082-238-4707 FAX.082-238-4716

中国四国安全衛生サービスセンター四国支所

〒760-0017 香川県高松市番町3-3-17 第一讃機ビル2F北側

TEL.087-861-8999 FAX.087-831-9358

九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡県福岡市博多区東光2-16-14

TEL.092-437-1664 FAX.092-437-1669

外部機関（詳細は直接お問い合わせください）

豊田安全衛生マネジメント株式会社

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1-5-10 矢作豊田ビル9F

TEL.0565-33-9930 FAX.0565-33-9932

## 中小規模事業場労働安全衛生評価事業

愛称：JISHA グッド・セーフティ・カンパニー

略称：GSC



当協会では、安全衛生の向上を目指す中小規模事業場の安全衛生活動を支援し、自らが設定した目標を達成できる企業力の強化と蓄積を後押しするため、基本的な安全衛生活動とそれを継続するための基盤ができ上がっていることを評価する「中小規模事業場労働安全衛生評価事業」を実施しています。

中小規模事業場労働安全衛生評価事業は、労働安全衛生マネジメントシステムの構築および運用するための人的、労力的負担の少ない簡易な評価制度として生まれました。

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

**JISHA 中災防**  
Japan Industrial Safety & Health Association

# あなたの会社の安全衛生活動を、中央労働災害防止協会が評価します。

## 評価項目 (GSC中小評価事業評価項目)

次の10の【必須項目】で評価を行います。  
このほか、主な安全衛生活動である【レベル評価項目】でレベル評価も併せて行います。

### <必須項目>

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明
2. 安全衛生管理体制の整備
3. 労働安全衛生法の遵守
4. リスクアセスメントの実施  
及びリスク低減措置の決定等
5. 安全衛生活動の実施状況
6. 緊急事態への対応
7. 労働災害発生原因の調査等
8. 経営トップによる見直し
9. 安全衛生活動の記録
10. 労働安全衛生管理活動の運用による効果

詳細な  
評価項目例  
(一部)

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明
  - (1) 経営トップが、従業員に対し、安全衛生方針（経営トップ自らの安全衛生の基本的な考え方をいう。以下同じ。）を署名入り文書で作成していること。
  - (2) 安全衛生方針に、次の事項が含まれていること。  
ア 労働災害の発生防止をするという決意  
イ リスクアセスメント、危険予知活動、5S(2S、3S、4Sも可。以下同じ。) 活動をはじめとする安全衛生活動を進めること。  
ウ 経営トップ以下従業員参加で安全衛生活動を実施すること。
  - (3) 安全衛生方針は、配布、掲示、電子メール等の方法により従業員に周知されていること。
2. 安全衛生管理体制の整備
  - (1) 労働安全衛生法の規定に基づく法定の管理者等(例:安全管理者、衛生管理者、産業医など)を選任していること。
  - (2) 安全衛生(衛生)委員会が設置され、毎月開催されていること。
3. 労働安全衛生法の遵守  
労働安全衛生法令に基づき実施すべき事項が実施されていること。

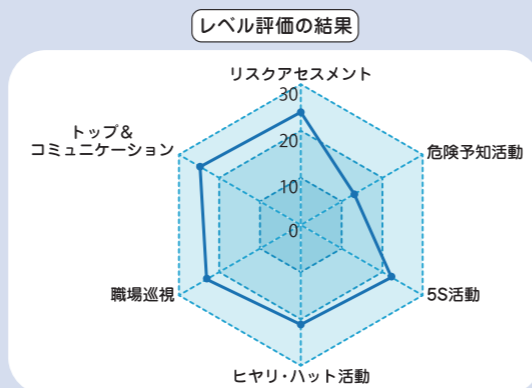
続きはホームページをご覧ください  
中災防 GSC



### <レベル評価項目>

上記の必須項目を満たした上で、次の安全衛生活動のレベルを評価できる基準項目の達成度合いにより、事業場の労働安全衛生レベルを評価します。

- リスクアセスメント
- 危険予知活動
- 5S活動
- ヒヤリ・ハット活動
- 職場巡視
- トップ&コミュニケーション



## メリット

本事業により評価を得ることで、次のメリットがあります

### 企業イメージの向上 と社会的な認知

- 登録証の付与および当協会ホームページへの掲載
- 労働局・労働基準監督署(所在地において)に登録のお知らせをし、情報を共有します。
- 安全衛生活動の積極的な取組が社会的に認知され、企業のイメージ(社会的責任)が向上

### 社員の意識の向上

- 社会的に認知され、社員の安全衛生の意識などが向上

### 知識・ノウハウ の習得

- 報告書には、評価項目ごとに専門家によるコメントとアドバイスが記載され、レベルアップが図れます。

### 特典をもらう

- 特典を得ることができます。詳しくは、裏面を参照ください。

## 料 金

(いずれも消費税 10%を含む)

コース	各段階	賛助会員(本体)	一般(本体)
基本	一次評価	236,500円(215,000円)	264,000円(240,000円)
	登録料	11,000円(10,000円)	11,000円(10,000円)
	定期調査	49,500円(45,000円)	55,000円(50,000円)
	計	<b>297,000円</b>	<b>330,000円</b>
オプション	+技術指導2回	99,000円(90,000円)	110,000円(100,000円)
	計	<b>396,000円</b>	<b>440,000円</b>

※専門家の旅費が別途必要です。  
※初年度は「一次評価」「登録料」を請求し、概ね1年後に「定期調査」代を請求します。「技術指導」はその都度です。

## 申込み単位

従業員数が300人以下の事業場が対象です。  
企業が大企業・中小企業であるかは問いません。

## 申込みから登録・有効期限について

